

特定非営利活動法人 樞原ジュニアバドミントンクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人樞原ジュニアバドミントンクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県樞原市古川町162番の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、バドミントンの振興及び普及に関する事業を行い、地域のスポーツ文化の振興、子どもの健全育成、指導者の育成、健康促進、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ジュニアバドミントンチーム活動事業
 - ② 次世代指導者育成事業
 - ③ 地域交流・普及事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数

の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載

した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月 28 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、当該法人のホームページ、又は主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

第 10 章 抛出金品の不返還

（抛出金品の不返還）

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	浦 島 申 次
副理事長	松 村 宏 則
理事	岡 田 和 成
同	三 角 有 加
監事	藤 澤 香 予 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 2 月 28 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 正会員入会金 | 5, 0 0 0 円 |
| 正会員会費 | 5, 0 0 0 円／年間 |
| (2) 個人賛助会員会費 | 5, 0 0 0 円／1 口（1 年間分） |
| 法人賛助会員会費 | 3 0, 0 0 0 円／1 口（1 年間分） |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 榎原ジュニアバドミントンクラブ

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	うらしま のぶつぐ 浦島 申次		無
理事	まつむら ひろのり 松村 宏則		無
理事	おかだ かずなり 岡田 和成		無
理事	みすみ ゆか 三角 有加		無
監事	ふじさわ かよこ 藤澤 香予子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、子どもたちの体力低下や、外で元気に遊ぶ場所の減少が大きな問題となっています。また、地域の少子化によって、学校の部活動や地域のスポーツ少年団がなくなったり、活動が小さくなったりしています。バドミントンは小学生にとっても人気のあるスポーツです。しかし、小学生が「初心者からでも安心して学べる場」や、「もっと上を目指して本格的に練習できる環境」はまだまだ足りていません。

私たちはこれまで、ボランティアとして地域の子どもたちにバドミントンを教えてきました。その中で、子どもたちがシャトルを一生懸命に追いかけて、笑顔で成長していく姿をたくさん見てきました。スポーツは、ただ体を動かすだけではなく、仲間と力を合わせる、ルールや礼儀を守ること、あきらめない心を育てることなど、心と体の両方を大きく成長させる素晴らしい力を持っています。

そこで私たちは、すべての子どもたちがいつでも安心してバドミントンを楽しめる環境をしっかりと作りたいと考えました。これまでのボランティア活動をさらに発展させ、社会的な信用がある「NPO 法人」を設立することにいたしました。

NPO 法人にすることで、学校の体育館だけでなく公共のスポーツ施設を借りやすくなります。また、専門のコーチを招いたり、道具をそろえたりして、より安全で質の高い指導を行うことができます。さらに、バドミントン教室の開催や指導者の育成、地域のお祭り・イベントへの参加を通じて、子どもから大人までが集まる温かい地域コミュニティ作りにも貢献していきます。

子どもたちの輝く未来と、スポーツを通じた元気な街づくりのために、ここに特定非営利活動法人榎原ジュニアバドミントンクラブの設立を申請いたします。

2 申請に至るまでの経過

平成6年4月 榎原ジュニアバドミントンクラブ設立
令和8年5月 特定非営利活動法人格取得のため勉強会開催
令和8年6月 奈良県地域創造部県民くらし課協働推進係に設立の相談に訪問
令和8年7月 特定非営利活動法人格取得のため勉強会開催
令和8年8月 特定非営利活動法人榎原ジュニアバドミントンクラブ設立のための発起人会開催
令和8年10月 特定非営利活動法人榎原ジュニアバドミントンクラブ設立総会開催

令和8年10月12日

特定非営利活動法人 榎原ジュニアバドミントンクラブ
設立代表者 浦 島 申 次

令和8年度事業計画書

成立の日 から令和9年2月28日まで

特定非営利活動法人 檀原ジュニアバドミントンクラブ

1 事業実施の方針

本法人は、小学生を中心としたバドミントン活動を通じて、子どもたちの健全な心身の育成、競技力の向上、仲間との協調性や主体性を育むことを目的とする。

特に、これまで地域の保護者や指導者によって支えられてきたチーム活動を将来にわたって継続できる組織へ発展させるため、**「チームの継続」と「指導者の育成」**を本年度の重点事業とする。

子どもたちが安心して継続的にバドミントンを学べる環境を整えるとともに、指導者が学び、経験を積み、次の世代の指導者を育てる仕組みを構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
ジュニアバドミ ントンチーム活 動事業	定期的な練習会 基礎技術・体力づくり 練習試合・交流会 大会への参加	随時	市内 各小中 学校等 体育館	10	不特定多数	286
次世代指導者育 成事業	中学生・高校生・大学生・社 会人等の指導者候補の受入れ 保護者等の指導補助への参加 機会の提供 主任指導者による指導者候補 への助言	随時	市内 各小中 学校等 体育館	10	10	100
地域交流、普及 事業	初心者向けバドミントン体験 会 地域交流大会 他チームとの合同練習 学校・地域団体との交流	年2回	市内 各小中 学校等 体育館	5	不特定多数	50

	バドミントン普及イベント 子どもから大人まで参加できる 交流機会の創出 ホームページ作成 大会・イベント運営への協力 ボランティア活動 チーム運営への参加機会の創 出					
--	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
<u>物品販売事業</u>	実施せず				

令和9年度事業計画書

令和9年3月1日から令和10年2月29日まで

特定非営利活動法人 榎原ジュニアバドミントンクラブ

1 事業実施の方針

本法人は、小学生を中心としたバドミントン活動を通じて、子どもたちの健全な心身の育成、競技力の向上、仲間との協調性や主体性を育むことを目的とする。

特に、これまで地域の保護者や指導者によって支えられてきたチーム活動を将来にわたって継続できる組織へ発展させるため、**「チームの継続」と「指導者の育成」**を本年度に引き続き重点事業とする。

子どもたちが安心して継続的にバドミントンを学べる環境を整えるとともに、指導者が学び、経験を積み、次の世代の指導者を育てる仕組みを構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
ジュニアバドミ ントンチーム活 動事業	定期的な練習会 基礎技術・体力づくり 練習試合・交流会 大会への参加	随時	市内 各小中 学校等 体育館	10	不特定多数	1,304
次世代指導者育 成事業	中学生・高校生・大学生・社 会人等の指導者候補の受入れ 保護者等の指導補助への参加 機会の提供 主任指導者による指導者候補 への助言	随時	市内 各小中 学校等 体育館	10	10	200
保護者・地域交 流、普及事業	初心者向けバドミントン体験 会 地域交流大会 他チームとの合同練習 学校・地域団体との交流	年2回	市内 各小中 学校等 体育館	5	不特定多数	100

	バドミントン普及イベント 子どもから大人まで参加できる交流機会の創出 ホームページ作成 大会・イベント運営への協力 ボランティア活動 チーム運営への参加機会の創出					
--	---	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
<u>物品販売事業</u>	実施せず				

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から2027年2月28日まで
 特定非営利活動法人樫原ジュニアバドミントンクラブ
 (単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
ジュニア練習参加費	336,000		336,000
中学生練習参加費	72,000		72,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	600,000		600,000
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
受取補助金	0		0
4. 事業収益			0
物販事業受益	0		0
大会・イベント事業受益	0		0
スポンサー事業受益	0		0
5. その他収益			0
受取利息	600		600
雑収益	0		0
経常収益計	1,008,600	0	1,008,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
指導者謝金	0	0	0
給与手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			0
体育館使用料			0
シャトル購入費	354,750		354,750
練習用品費	0		0
大会参加費	0		0
選手登録料	0		0
旅費交通費	80,000		80,000
保険代	0		0
広告宣伝費	0		0
消耗品費	0		0
通信費	0		0
支払手数料	1,320		1,320
その他事業費	0		0
その他経費計	436,070	0	436,070
事業費計	436,070	0	436,070
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	3,000		3,000
旅費交通費	4,000		4,000
通信費	0		0
消耗品費	1,000		1,000
印刷製本費	0		0
支払手数料	0		0
雑費	10,000		10,000
その他経費計	18,000		18,000
管理費計	18,000		18,000
経常費用計	454,070	0	454,070
当期経常増減額	554,530	0	554,530

Ⅲ 經常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
經常外収益計	0		0
Ⅳ 經常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
經常外費用計	0		0
經理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	554,530	0	554,530
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			554,530

2027年の事業年度 活動予算書
2027年3月1日から2028年2月29日まで
特定非営利活動法人榎原ジュニアバドミントンクラブ
(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
会員会費	50,000		50,000
ジュニア練習参加費	1,400,000		1,400,000
中学生練習参加費	300,000		300,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
受取補助金	0		0
4. 事業収益			0
物販事業受益	0		0
大会・イベント事業受益	0		0
スポンサー事業受益	0		0
5. その他収益			0
受取利息	2,000		2,000
雑収益	0		0
経常収益計	1,752,000	0	1,752,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
指導者謝金	0	0	0
給与手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
体育館使用料			0
シャトル購入費	1,400,000		1,400,000
練習用品費	0		0
大会参加費	0		0
選手登録料	0		0
旅費交通費	200,000		200,000
保険代	0		0
広告宣伝費	0		0
消耗品費	0		0
通信費	0		0
支払手数料	4,000		4,000
その他事業費	0		0
その他経費計	1,604,000	0	1,604,000
事業費計	1,604,000	0	1,604,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	3,000		3,000
旅費交通費	4,000		4,000
通信費	0		0
消耗品費	1,000		1,000
印刷製本費	0		0
支払手数料	0		0
雑費	10,000		10,000
その他経費計	18,000		18,000
管理費計	18,000		18,000
経常費用計	1,622,000	0	1,622,000
当期経常増減額	130,000	0	130,000

Ⅲ 經常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
.....	0		0
經常外収益計	0		0
Ⅳ 經常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
.....	0		0
經常外費用計	0		0
經理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	130,000	0	130,000
前期繰越正味財産額			554,530
次期繰越正味財産額			684,530